

令和6年10月7日

各部（局）長 様
各課（支所・室・所）長 様

企画財政部長

令和7年度予算編成方針について

浅口市財務規則第4条の規定に基づき、下記のとおり令和7年度予算編成方針を定めたので通知します。

記

I 国の動向

我が国の経済状況は、内閣府が9月に発表した月例経済報告において、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。」とされている。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

このような中、国は「経済財政運営と改革の基本方針2024」（骨太の方針2024）において、現状を「成長型経済を実現させる千載一遇の歴史的チャンス」と捉え、長期にわたり染み付いた「デフレ心理」を払拭し、社会全体に賃金と物価が上がることは当たり前であるという意識を定着させデフレからの完全脱却を目指すとともに、「経済あつての財政」との考え方の下、社会課題の解決と持続的な経済成長の実現に向け、官民一体となった投資を行い、経済全体の生産性を高め、日本経済を「成長型の新たな経済ステージへ移行」させていくことが強調された。また、地方行財政基盤の強化では、「人口減少や少子高齢化が急速に進行する中でも、活力ある持続可能な地域社会を実現するためには、経済の好循環を地域の隅々まで行き渡らせるとともに、地域ごとに異なる将来の人口動態を念頭に、地方公共団体が人手不足やインフラ老朽化等の資源制約に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくことが重要である」と触れ、安定的な財政運営に必要な一般財源の総額については、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保されることが明記された。

また、7月に「令和7年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」を發出し、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することを示した。

令和7年度は、こうした国の動向を注視するとともに、当市においても限られた財源で最大の効果を生み出すよう、徹底した事業内容の検証と見直しを図ることが重要である。

II 本市の財政状況と今後の見通し

本市の財政状況をみると、令和5年度決算においては、財政の健全性を示す健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化判断基準を下回り、引き続き健全な財政状況を維持している。

しかしながら、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は92.5%と依然高い水準となっており、財政の硬直化が進展している。また、自主財源の割合についても35.6%と、高い割合で依存財源に頼らなければならない状態が続いており、国の動向等に左右される不安定な状況であることを十分認識する必要がある。

また、従来からの懸案事項である社会保障関係経費の増加に加え、多岐にわたる物価上昇による財政需要の増加も予測されており、財政をめぐる環境は予断を許さない状況である。

このような状況を踏まえ、多くの行政課題がある中で、各部においては自らが歳入の確保に力を注ぐとともに、限られた財源を最大限有効に活用するための徹底した検証を行い、より一層効果的な事業の「選択と集中」を図っていくことが求められる。

III 予算編成の方針

令和7年度の当初予算は、第2次浅口市総合計画で定めた将来像「キラリと光る未来そうぞうワクワク都市」の実現に向け、「持続可能な浅口市」「楽しい浅口市」「挑戦する浅口市」をつくるとの理念のもと、後期基本計画（令和4年度～令和8年度）の着実な進展を図り、将来世代に過度の負担を先送りしない持続的な財政運営を推進していく。

その中で、時代の変化に対応しながら行政サービスのさらなる充実を図るとともに、特に重要性と必要性が高い項目として、市民の安心・安全、こども・子育て政策に主眼を置き、「防災・減災対策」「子育て・教育支援の充実」に関する施策については、重点施策と位置付け、積極的に実施する。

予算編成にあたっては、前述の財政状況等を認識したうえで、積極的な財源確保、事業の費用対効果の検証、緊急度、優先度による事業の優先順位付け、スクラップ&ビルド及びサンセット方式（事業終期の設定）を徹底するとともに、創意工夫と柔軟な発想を持って、前例にとらわれることなく、以下の項目に十分留意し予算編成作業に取り組むこととする。

IV 予算編成の基本的事項

1 年間総合予算の編成

予算は、綿密な計画のもと、年間を通して予定されるすべての収入支出を的確に把握し、総合的な年間予算の編成を行うものである。そのため、年度途中での補正は、制度の改正、災害等緊要なもの、又は編成の段階で特に協議をしたもののほかは、原則として認めない。

2 枠配分方式の徹底

- (1) 予算配分については、経常的経費（一般財源分）枠配分方式を採用し、所属毎（課毎）に一般財源ベースの経常的経費額を配分するほか、経常的経費の別枠として修繕にかかる経費についても所属毎（課毎）に修繕経費額を配分する。
- (2) 各部で部長査定を行い、経常的経費と修繕経費の両経費については、必ず所属別（課別）に配分額以内とした上で予算要求すること。ただし、特別な事情がある場合等は、部内での調整も可能とする。

3 予算編成作業

予算要求においては、積極的な財源確保に努める他、創意工夫と柔軟な発想を持って、市民サービスの向上を図りながら、費用対効果や効率性などを見極め、経費や事務の無駄を省く等、事務事業見直しの徹底に努めることとする。

また、先般実施したオータムレビュー対象事業については、その最終結果に基づいた予算要求とすること。